

財務省告示第四十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十九年一月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年二月九日  
 財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（五年）（第六十二 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で百六十六億円	百六十六億四百九十八万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年一月三十日

十二 発行価格  
十一 利率  
十 経過利子

額面金額百円につき百円三銭  
年一・三パーセント  
年金積立金管理運用独立行政  
法人理事長は、払込金額に加え、  
次の算式により算出した金額を  
第十八号の規定する期日に払い  
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{41}{365}$$

十三 初期利子  
十四 第二期以後の利子

平成十九年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 償還金額  
十六 償還期限  
十七 払込場所  
十八 払込期日

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六箇月に属す  
る利子を支払う。  
平成二十三年十二月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
平成十九年一月三十日